

国地地情第157号
平成24年12月5日

(一部改正) 国地地情第145号
平成26年1月23日

各 位 (ホームページ公開)

国土地理院長

測量法第30条の承認を得て作成された地図データベースを
利用する場合の使用承認申請について (通知)

国土交通行政につきましては、日頃より御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

測量法第30条の承認を得て汎用地図データベースを作成する場合、「測量法第30条の承認を得て作成された地図データベースを利用する場合の使用承認申請について (平成14年国地総務第570号)」の通知に基づき手続きを簡略化する運用を行ってまいりましたが、モニターで表示される成果品についての出典明示方法につきまして、別紙のとおり変更を行いましたので通知いたします。

なお、「測量法第30条の承認を得て作成された地図データベースを利用する場合の使用承認申請について (平成14年国地総務第570号)」につきましては、廃止いたします。

担当

国土地理院	地理空間情報部	情報企画課	審査係	
電話	029-864-1111	(代表)		内線7355
	029-864-4150	(直通)		
Fax	029-864-8285			
mail	gsi-tsu-fukusei@gxb.mlit.go.jp			

I・今後申請する地図データベースについて

【手続き変更の概要】

測量法第30条の承認を受けて作成した地図データベースから、一部のデータを切り出してGIS等を構築するなど二次的な製品を作成する場合、個別の承認申請は不要とします。

代わって、地図データベースの利用報告として、個別製品を作成した際はその都度成果品を添えて報告するとともに、各年度の四半期毎に作成した個別製品のリストを提出いただくこととします（様式別添）。また、成果品には、承認番号を下記の通り明示して下さい。

【出典の明記について】

- ① 汎用地図データベースの地図データを利用して作成する各個別製品には、承認番号と出典文を明記して下さい。
- ② 承認番号は、使用した汎用地図データベースの承認番号を基本とし、個別製品毎に順番に枝番号を附与して表示して下さい。

※ 見本 （承認番号 R〇JHs〇〇－1号）
↓ DBの承認番号 ↓ 枝番号

- ③ 承認番号を記載する箇所は、紙媒体の製品の場合は奥付等分かりやすい場所に、GIS等モニターで使用するものである場合は表示画面及び出力図に、CD-ROMの形態で使用するものである場合等は表示画面及び出力図またはパッケージに掲載してください。
ただしモニター表示される場合で、出典文を地図画像の表示画面と同時に表示することが表現上困難な場合においては、モニター上に出典文に替えて「国土地理院」の文字を表示してください。なお、この場合においても、成果品の利用者が確認できる画面において出典文を必ず表示してください。
- ④ 複数の汎用地図データベースを使用して1つの個別製品を作成する場合、全ての承認番号を記載して下さい。

【リスト提出について】

- ① 個別製品のリストは、各年度の四半期毎にまとめて、翌月の末日までに国土地理院地理空間情報部情報企画課審査係まで提出して下さい。
- ② 個別製品のリストは、別紙様式のとおりに記載して下さい。

【成果品の提出について】

成果品は、GISの背景図等の場合は出力図、パッケージソフトウェアや書籍等の場合は、製品を提出下さい。

【注意点】

- ① 地図データベースの使用承認申請をする際には、作成するものが「汎用地図データベース」である旨を明確にして下さい。

- ② データベースは、3年毎に更新の申請をして下さい。その際に最新・適正な地図が使われているか確認しますので、申請内容は詳細に記載して下さい。
- ③ 承認した地図データベースに新たな調製等を行い、別種の地図データベースを作成するような場合は、別途測量法第30条の申請が必要です。
- ④ 測量法第29条「複製」に該当する地図データベースの利用については、今までどおり個別の製品毎に測量法第29条の申請をして下さい。
- ⑤ 汎用的地図データベースそのものを販売する場合、購入者名で新たな「汎用地図データベース」の使用承認申請をし、リストと成果品提出の手続きをとって下さい。

【手続き等を行わない場合】

承認条件に違反したことになりますので、承認の取消等の措置を講じることとなります。

II・現在使用している地図データベースについて

【注意点】

- ① 電子地図のCD-ROMパッケージソフト等、販売用の個別製品は、「承認したデータベースをもとに個別の製品を作成する場合は別途申請して下さい」という承認条件を付されていても、汎用地図データベースではありません。
- ② 現在使用承認済の地図データベースで、前項の「承認したデータベースをもとに個別の製品を作成する場合は別途申請して下さい」という条件が付されていない場合、内容を調べますのでご連絡下さい。
- ③ 測量法第29条「複製」に該当する地図データベースの利用については、今までどおり個別の製品毎に測量法第29条の申請をして下さい。